

機械器具 47 注射針及び穿刺針
管理医療機器 単回使用皮下注射用針（JMDN コード：12745002）

TSK 滅菌済注射針

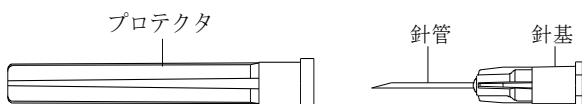
再使用禁止

【禁忌・禁止】

- 再使用禁止
- 針管を折り曲げての使用禁止

【形状・構造及び原理等】

1. 構成



* 2. 寸法

針管の公称外径	針基の色	針管の公称長さ
0.26 mm	ディーブグリーン	各々 10 mm～42 mmの長さがある。
0.28 mm	ピンク	
0.30 mm	イエロー	
0.40 mm	メディアムグレー	
0.45 mm	ブラウン	
0.50 mm	オレンジ	各々 12 mm～150 mmの長さがある。
0.55 mm	メディアムパープル	
0.60 mm	ディーブブルー	
0.70 mm	ブラック	
0.80 mm	ディーブグリーン	
0.90 mm	イエロー	
1.10 mm	クリーム	
1.20 mm	ピンク	各々 25 mm～150 mmの長さがある。
1.40 mm		
1.60 mm		
1.80 mm		
2.00 mm		

3. 原材料

針管： ステンレス鋼 JIS G 4305 SUS 304
針基： ポリプロピレン（PP）

4. 原理

主として針管と針基からなり、針基は注射筒などに接続できるメスルーテーパを有し、また針管の保護及び誤刺を防止するために、プロテクタ等を用いて針基に嵌合させたものである。

【使用目的又は効果】

注射筒に本注射針を装着して、そのまま皮下や血管又は回路に薬液の投与に用いる一回限り使用の注射針である。

【使用方法等】

- 滅菌包装に破損・汚れ等が無いことを確認後開封し製品を取り出す。
- プロテクタを付けたまま針基を注射筒などと確実に取り付ける。
- 穿刺部位を消毒する。
- 針先を傷つけないようにプロテクタをまっすぐ引いて取り外す。
- 刃先から薬液の注出ができることを確認後注入する。
- 針を抜去後、必要場合は止血を行う。

〈使用方法関連する使用上の注意〉

- プロテクタをまっすぐ引いて取り外すこと。（外すとき刃先に触れると針先が変形し、切れ味が悪くなる可能性がある）
- 針基のルーア接続部は国際規格 ISO 594-1 に準拠しているが、接続相手が同様の規格に準拠している場合でも、絞め方や接続後の取扱い等により、接続が緩む場合が想定される。確実にしっかりと接続し、漏れ等の異常がないことを必ず確認すること。
- 針基に過剰な負荷をかけないこと。また注射筒などに嵌合する場合は、プロテクタで針基に過剰な回転負荷をかけないこと。（針基が外れなくなる又は針基が破損し、薬液等が漏れる可能性がある）
- 針管に使用前にも使用後にも直接手を触れないこと。（針刺し、感染の可能性がある）

【使用上の注意】

〈重要な基本的注意〉

- 併用する医薬品及び医療機器の添付文書を確認後使用すること。
- 使用目的以外には使用しないこと。
- 使用期限が過ぎたものは使用しないこと。
- 一次包装に破損・汚れ又は製品に異常が認められる場合は使用しないこと。
- 本品は滅菌済みのため、包装を開封したら直ちに使用すること。
- 針管は曲げて使用したり、強い力をかけたりしないこと。（針管が折れる危険性がある）
- リキャップする必要がある場合は、針刺しを防止するため、保護具等を使用するか、プロテクタを手で持たずに台等に置いて、プロテクタを真っ直ぐに被せること。（傾けると針がプロテクタを突き抜ける可能性がある）
- 使用中あるいは使用後に手指等への誤刺のあった場合には、施設のプロトコールに従い、直ちに適切な処置を取ること。

〈その他の注意〉

- 本品の使用により発疹、皮膚炎などの過敏症状が表れた患者には、使用を中止し、医師の診断を受けさせること。
- 使用後は、感染性医療廃棄物に該当するので、定められた方法廃棄すること。

【保管方法及び有効期間等】

〈保管方法〉

水濡れに注意し、直射日光及び高温多湿を避けて保管すること。

〈使用期限〉

使用期限は箱に記載（自己認証による）

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売元及び製造元：

栃木精工株式会社

〒328-0012 栃木県栃木市平柳町 2 丁目 1 番 5 号

TEL：0282-27-1133